

「千葉市非課税世帯等給付金コールセンター」を開設します

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯あたり10万円の「千葉市非課税世帯等給付金」を支給することとし、準備を進めています。

このたび、本給付金についての問い合わせ先として、「千葉市非課税世帯等給付金コールセンター」を開設しますので、お知らせします。

1 「千葉市非課税世帯等給付金コールセンター」の開設

(1) 概要

本市における給付金の本格受付開始までの間、本給付金についての問い合わせ先として、千葉市非課税世帯等給付金コールセンターを開設します。

(2) 開設日時

令和4年1月17日（月）8：30

(3) 電話番号

0120-201-745（通話料無料）

(4) 開設受付時間

8：30～17：30（当分の間は土曜・日曜・祝日も開設）

2 本給付金の概要

(1) 対象世帯

ア 非課税世帯

令和3年12月10日（基準日）において、千葉市に住民票があり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯。（約15万世帯）

イ 家計急変世帯

アに該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

<補足>

令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額又は1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯。

※ただし、ア、イいずれも住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

(2) 申請方法

ア 非課税世帯

本市から非課税世帯に対し確認書を送付し、本市に返送していただきます。

※申請書の提出が必要な場合があります。（令和3年1月2日以降に転入した世帯等）

イ 家計急変世帯

申請が必要となります。

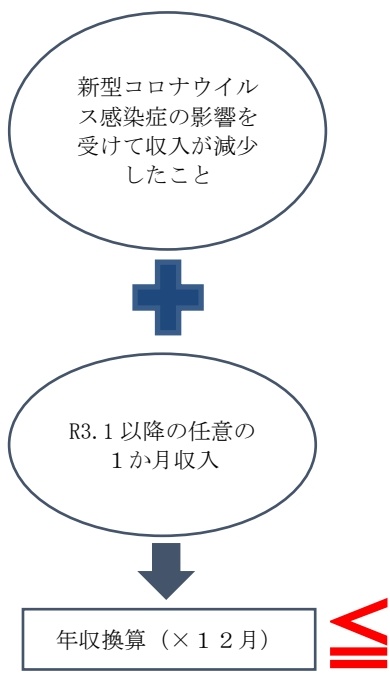
(3) スケジュール

確認書の発送時期や申請書の様式等については、詳細が決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

<参考>

家計急変世帯の判定のイメージ

- ・令和3年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。
- ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。
 - ※1 非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金など）は含みません。
 - ※2 非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので、下記の表をご確認ください。
 - ※3 収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合は、令和3年分所得の確定申告書、市民税・県民税申告書、源泉徴収票等の写しで判定します。
- ・申請時点の世帯状況で、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定します。
 - ※1 一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。
 - ※2 基準日（令和3年12月10日）に同一世帯だった親族が基準日翌日以降に別世帯として同一住所に住居登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住居登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受けることができません。



※所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円	206.0万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

※該当する世帯は、同欄の額を適用。これを超えた場合には、上表を適用

(参考) 非課税(相当)限度額の考え方

○所得額ベース
 35万円×世帯人数(注) + 10万円 + 21万円
 (※単身又は扶養親族がいない場合は45万円)

○収入額ベース
 所得ベース限度額 + 給与所得控除額

(注) 世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族(16未満の者も含む)の合計人数

※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下(給与収入103万円以下)